

保険法制定後の監督規制の動向と私法上の課題 －生命保険実務の立場から－

日本生命保険相互会社

遠山 優治

1. はじめに

保険法では、保険契約者等の保護のための規定の整備やモラルリスク等の防止のための規定の新設が行われたが、金融審議会においても保険法改正への対応について検討されており、また、保険法制定後も継続的に問題点の検討が行われ、保険業法の改正等が行われている。その中には、保険法では対応が見送られた論点に関して新たな規制を設けるものがあり、さらに、翻って私法領域に新たな論点を提示するものも存在する。そこで、保険法制定後の生命保険会社の実務を巡る監督規制のうち、①傷害・疾病保険に関する規定（不妊治療保険）、②生命保険および傷害疾病定額保険における保険給付の内容としての現物給付（直接支払いサービス）、に関する議論の状況について振り返るとともに、私法（保険法）の観点からその現状と課題について検討する。

2. 不妊治療保険（傷害・疾病保険の定義）

保険法では、いわゆる傷害疾病保険に関する規定を新設し、人の傷害や疾病によって生ずることのある「損害をてん補する」ものを傷害疾病損害保険契約、生じた損害に関係なく「一定の保険給付を行う」ものを傷害疾病定額保険契約として規定している（2条7号、9号）。ただし、「傷害」や「疾病」の定義は定めていない。

日本生命では、2016年10月に出産サポート給付金付3大疾病保障保険を発売している。特定不妊治療給付金の支払事由は、「被保険者が所定の特定不妊治療（被保険者の妊娠を直接の目的とした、体外受精・顕微授精の治療過程で受けた採卵または胚移植）を受けたとき」とされている。

保険業法では、原因が特定できない場合の不妊状態等について、これを「疾病等に類する事由」として施行規則で定めることにより、保険業の対象となることを明確にしたが、一方、これらを対象とする保険に関する契約が、保険法上の傷害疾病定額保険契約にあたるか否かが問題となり得る。この点、保険契約者等の保護の観点から保険法は広く適用されるよう解すべきであり、保険業法における「疾病」とは異なり、保険法における「疾病」には広く、原因が特定できない場合の不妊状態等も含まれ、これらを対象とする保険に関する契約

は、保険法上の傷害疾病定額保険契約にあたりと解すべきものと考えられる。

3. 直接支払いサービス（現物給付）

保険法では、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約について、保険給付の内容を金銭の支払に限定している（2条1号）。

一方、直接支払いサービスは、「保険会社が特定の財・サービスを提供する提携事業者を顧客に紹介し、顧客が提携事業者からの財・サービスの購入を希望した場合に、保険金を受取人ではなく当該事業者に対してその代金として支払うもの」とされるが、そのうち、保険業法上、情報提供や体制整備が義務づけられるのは、「保険募集時にあらかじめ直接支払いサービスを受けることができる旨及び当該財・サービスの内容・水準について説明し、顧客の保険契約締結の重要な判断材料となる場合」とされている。

現在、生命保険会社が行う直接支払いサービスとして、先進医療給付金の医療機関への直接支払いサービスがあり、また、少額短期保険業者の中には、葬儀保険（死亡保険金）について提携事業者（葬儀社・埋葬事業者）への直接支払いサービスを行う会社がある。

直接支払いサービスにおいて、財・サービスを提供するのはあくまでも提携事業者であることから、保険会社は、提携事業者に関する紹介者の責任を負う可能性はあるものの、当該財・サービス提供の「当事者として」債務不履行等の責任を負うことはないと考えられる。金融機関の提案型融資における紹介者責任に関する判例¹の枠組みによれば、直接支払いサービスにおける保険会社の責任については、保険業法上、保険会社に情報提供義務が課せられていることに加え、保険会社とサービス提供事業者との間に提携関係がある一方、保険事故の発生には偶然性があり、かつ、保険事故の発生やサービスの提供が保険契約の締結から一定期間経過後となること、また、保険事故発生時に改めて保険金の受け取りを選択することができ、その旨の説明が改めて行われることを踏まえ、個別事案において、保険会社がサービス提供にどの程度積極的に関与したと評価されるか、また、保険業法上の情報提供義務がどのように果たされたかなどの事情が総合的に判断されることとなると考えられる。

4. おわりに

以上

¹ 最判平成 15 年 11 月 7 日裁判集民事 211 号 337 頁、最判平成 18 年 6 月 12 日裁判集民事 220 号 403 頁。